

# 福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.133

令和5年4月27日発行

## ●contents

ようこそ!新しく公立学校共済組合の組合員となられたみなさまへ	2
個人情報の取扱いについて	3
組合員・被扶養者の届出について	4
被扶養者の認定要件が変更となりました! / 資格喪失後の受診について / 出産費・家族出産費が増額となりました!	5
こんなとき、こんな給付があります。～共済組合の短期給付～	6
知っておきたい標準報酬制 / 公立学校共済組合 令和5年度掛金率等について	7
ジェネリック医薬品について / 交通事故にあった場合は共済組合へ連絡を	8
お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です	9
令和5年度保健事業のご案内	10 11 12
高知会館で使える補助券のご案内	13
福利代行事業『ベネフィット・ステーション』のご案内	14 15
年金制度について / 「ねんきん定期便」の送付について / 「地共済年金情報Webサイト」のご案内	16 17
互助会の給付請求書・届出書類等の取り扱いが変更になりました。 / ご請求はお済みですか? - 高知県教職員互助会 -	18 19
令和5年度教職員互助会の給付事業について / 退職互助部制度のご案内	20 21
互助会加入のご案内 会計年度任用職員(パートタイム)の方へ / 互助会の会員資格等の取り扱いについて	22 23
健康相談事業 / 心のセルフチェック	24
いきいき健康だより	25
Hello! Doctor	26 27
ここにサブリを34 / 福祉保険制度	28
ペンリレー / 作品募集	29
高知会館便り～春号～ / 高知会館宿泊プラン、レストラン四季限定プラン	30 31
各月の送金日・締切日 / 各係の主な事業と問い合わせ先	32

# ようこそ!

## 新しく公立学校共済組合の 組合員となられたみなさまへ

### 公立学校共済組合のごあんない

「公立学校共済組合」をご存知ですか？

公立学校共済組合の事業はみなさまの生活に深く関わっていますので、  
どんな組織でどんな事業を行っているのか、簡単にご紹介します。



#### 公立学校共済組合は地方公務員共済組合の一つです

公立学校の教職員等として採用された皆様は、地方公務員の社会保険制度である地方公務員共済組合の一つである『公立学校共済組合』の組合員となります。

国家公務員⇒国家公務員共済組合

地方公務員  
⇒地方公務員共済組合

私立学校の教職員  
⇒日本私立学校振興・共済事業団

職域などにより次のように分かれます。

- ・公立学校共済組合（公立学校教職員等）
  - ・地方職員共済組合（県庁職員）
  - ・警察共済組合（県警察職員）
  - ・市町村職員共済組合（市町村職員）
- など

公立学校の教職員等とは？

- ・公立学校の教職員
  - ・都道府県教育委員会の職員
  - ・都道府県教育委員会が所管する教育機関（県立の図書館等）の職員
- など

#### どこにあるの？

名称：公立学校共済組合高知支部

所在地：高知市丸ノ内1丁目7-52 高知県教育委員会事務局教職員・福利課内

電話番号：088-821-4755（代）

#### どんな事業を行っているの？

公立学校共済組合は、組合員の皆様が負担する「掛金（保険料）」と、地方公共団体等が負担する「負担金」により次の3つの事業を行っています。

##### 短期給付事業(医療保険)

民間会社での健康保険に相当する事業です。病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して必要な給付を行います。

##### 長期給付事業(年金給付等)

民間会社での厚生年金保険制度に相当する事業です。組合員の退職・障害又は死亡に対して年金（又は一時金）の給付を行います。

##### 福祉事業

民間会社での福利厚生に相当する事業です。組合員の健康の保持増進事業（人間ドックなど）、貸付事業、宿泊・保養施設の運営などを行います。

#### 組合員の種別と適用される事業について

##### 一般組合員

主に、フルタイムで勤務している常勤職員（臨時的任用職員は除く。）の方が該当します。共済組合が実施する全ての事業（短期給付事業・長期給付事業・福祉事業）が適用されます。

##### 短期組合員

主に臨時的任用職員及び会計年度任用職員の方が該当します。共済組合が実施する事業のうち、短期給付事業及び福祉事業が適用（長期給付事業は適用されません。）され、年金制度は日本年金機構が所管する厚生年金保険へ加入することとなります。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



# ～ 個人情報の取扱いについて ～

「公立学校共済組合個人情報保護方針」に基づき、  
組合員等の個人情報を適切に取扱います。

## ● 個人情報の利用について

次に記載の個人情報は『掛金・負担金などの徴収業務』、『組合員証等の交付』、『医療給付などの短期給付』、『年金などの長期給付』、『人間ドックや特定健診・特定保健指導などの保健福祉事業』、『貸付事業』に関する事務処理に限り利用します。

- 組合員からの届出・申告等による組合員及び被扶養者の方の氏名、性別、生年月日、住所等の個人情報
- 医療機関等から提供されたレセプト(診療報酬等明細書等)による給付情報
- 人間ドックや定期健康診断・特定健康診査受診による健診結果情報

**注記：**委託業者への個人情報の提供につきましては、第三者提供には該当しないため高知支部が行う個人情報の利用範囲に含まれます。

### 【委託事業】

- ・ 人間ドック事業(人間ドック申込データをデータ入力会社へ提供。受診者の氏名、性別、生年月日等を検診機関へ提供)
- ・ 特定健康診査(健診結果個別通知や受診勧奨通知を行うため、氏名、性別、健診結果等を委託会社へ提供)
- ・ 特定保健指導(特定保健指導の受診勧奨・実施のため、氏名、性別、健診結果等を委託会社ベネフィット・ワンへ提供)
- ・ 福利厚生代行事業(維持管理のため氏名、性別、生年月日等を委託会社ベネフィット・ワンへ提供)

## ● 個人情報の互助団体への提供について

(一財)高知県教職員互助会及び高知市職員厚生会に対して、当該互助団体における給付金事業等を実施することを目的として、組合員及び被扶養者の方の氏名、性別、生年月日等の個人情報とレセプト及び医療費等の給付情報(該当互助団体の会員に限る。)を提供します。

注記：互助団体への個人情報の提供については、ご本人の申し出により停止することができます。

- (一財) 高知県教職員互助会及び高知市町村職員互助会並びに高知市職員厚生会に対して人間ドック事業に対する補助金請求事務のため、人間ドック受診者の氏名、性別、生年月日等の個人情報を提供します。

## ● 個人情報の本部への提供について

組合員の福利厚生制度の一環としての団体保険契約(福祉保険制度)の加入募集・継続・維持管理のため、組合員の個人情報(所属所番号、組合員証番号、氏名、生年月日)を本部へ提供し、本部はその組合員の個人情報を委託先の保険会社に提供します。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



# 組合員・被扶養者の届出について



毎年、年度替りには、組合員の異動や被扶養者の就職等により次の手続きが多く発生します。届出もれのないよう速やかに手続きをお願いします。  
手続きは、必ず所属所を通して行ってください。

## ○組合員について

事由	提出書類
資格取得	・資格取得届関係の書類を提出期限までに提出してください。
氏名変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1 ・組合員証及び被扶養者がいる場合は被扶養者証
住所変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1

## ○被扶養者について

事由	提出書類
認定	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・その他添付書類※2
取消 （就職・収入超過等）	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・就職先の保険証の写しなどの取消事由及び取消日が確認できる書類 ・資格喪失証明書交付申請書（様式第2-8号）（収入超過による取消の場合）※1
種別切替 （給与上の扶養手当の対象者でなくなった方（※）を引続き被扶養者として認定する場合）	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・その他添付書類※2 ※【対象者の例】 ●組合員がフルタイム再任用となり扶養手当の適用を受けなくなった被扶養者 ●22歳の年度末を迎えた被扶養者 など
住所変更	・記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第2-5号）※1

※1 公立学校共済組合高知支部ホームページ>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2資格関係から印刷することができます。

※2 「福祉事務の手引」（公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>（手引1）組合員資格）をご覧ください。所属所の事務担当者へご確認ください。



## 被扶養者の認定・取消は次のことに気をつけてください!!

- 被扶養者認定は扶養の事実の生じた日から**30日以内**に届出ください。30日を過ぎて届出をすると、所属所の受付日からの認定となります。
- 被扶養者が遡って取消となった場合、取消日以降に共済組合が負担した医療費等は**返還**していただくこととなります。日頃から被扶養者の状況を把握して、取消の事実が生じた場合は**速やかに取消の手続き**を行ってください。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# 被扶養者の認定要件が変更となりました！

被扶養者の認定要件が下表のとおり変更となりましたので、該当する方は、被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）及び必要な添付書類をご提出ください。

	令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から
対象者	60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者	60歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者
認定基準額	年額180万円未満	年額180万円未満

※日額、月額で判断する場合がありますので、認定基準額等は、必ず「福祉事務の手引」（公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>（手引1）組合員資格）をご確認ください。

## 資格喪失後の受診について

組合員又は被扶養者の資格が喪失したときは、**喪失日以降に組合員証、被扶養者証は使用できません。**

資格喪失後は、**所属所を通じて速やかに組合員証等を返却してください。**

誤って組合員証や被扶養者証を使用すると、後日、医療費のうち共済組合が負担した分をすべて返還していただくこととなります。

### 【医療費の返還手続きについて】

医療費の返還手続きは、病院等からの診療報酬明細（レセプト）が公立学校共済組合高知支部に送付されてきてから（病院での受診後約3か月後）の案内となります。レセプトが送付され、こちらで返還額を算定し、該当組合員にご連絡します。

## 出産費・家族出産費が増額となりました！

令和5年4月1日から、下記の金額となっています。

出産費・家族出産費	500,000円 (産科医療補償制度の対象外の分娩は488,000円)
附加金	50,000円



◆請求手続等に変更はありません。

◆請求手続等については、ホームページ【公立学校共済組合高知支部ホームページ>高知支部について>「福祉事務の手引」>（手引3）短期給付】をご覧ください。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

### 雑学コーナー

樹の幹に印を刻み、20年後に行ってみると。

20年たっても変わりなく同じ高さに印があるというのが正解。どうせ見えなくなってしまうからとタカをくくってイタズラすると20年後困ることがあるかも。

# こんなとき、こんな給付があります。

## 共済組合の短期給付

(請求期間は給付事由が生じた日から2年間です。)

◎法定給付の詳しい手続き等は「福祉事務の手引」をご覧ください。

給付の種類	給付の事由	給付額	備考
療養の給付 家族療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関で療養するとき	【法定給付】 医療費総額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	自動給付
入院時食事療養・入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から食事療養又は生活療養を受けたとき	【法定給付】 食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額(自己負担額)を控除した額	
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から先進医療等を受けたとき	【法定給付】 保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100	
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	【法定給付】 指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	
高額療養費	1医療機関1ヶ月を単位として、自己負担額が所得区分による限度額を超えるとき	【法定給付】 自己負担額から所得区分による自己負担限度額を控除した額(自己負担限度額は、年齢及び所得区分により設定されています。)	
高額介護合算療養費	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき	【法定給付】 年間合計額の一定の合計額を超えた額(毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定)	請求による給付
療養費 家族療養費	組合員又は被扶養者がやむを得ず医療機関へ医療費の全額を支払ったとき、又は治療用装具購入や輸血などを受けたとき	【法定給付】 法定額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	
移家送費 家族移送費	組合員又は被扶養者が、大きなケガや、病状が重篤等で急を要し医療機関まで移送されたとき	【法定給付】 組合員：実費(法定基準) 被扶養者：実費(法定基準)	
出産費 家族出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき	【法定給付】 産科医療補償制度対象分娩の場合は500,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円) 【附加給付】 50,000円	
埋葬料 家族埋葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき	【法定給付】 50,000円 【附加給付】 25,000円	
弔慰金 家族弔慰金	組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき	【法定給付】 組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100	
災害見舞金	組合員又は被扶養者の住居もしくは家財に1/3以上被害を受けたとき	【法定給付】 標準報酬月額の0.5月分～3月分	
傷病手当金	組合員が公務外の傷病で勤務できないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 (1年6ヶ月) 【附加給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 (法定給付期間終了後6ヶ月) ※平均標準報酬日額：支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22 (10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
休業手当金	組合員が法定事由により欠勤したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額の50/100 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
育児休業手当金	組合員が育児休業となったとき	【法定給付】 1日につき 開始から180日目まで：標準報酬日額×67/100 181日目以降：標準報酬日額×50/100 ※給付日額上限あり 支給期間：育児休業に係る子が1歳の誕生日前日まで(一定の要件を満たす場合は延長あり)	
介護休業手当金	組合員が介護休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×67/100 ※給付日額上限あり 支給期間：介護休業の日数を通算して66日を超えない範囲 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
出産手当金	組合員が出産のため勤務できないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 支給期間：出産の日以前42日から出産の日後56日まで ※平均標準報酬月額：支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22 (10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# 知っておきたい標準報酬制

共済組合の掛金(保険料)や給付の算定の基礎となる標準報酬月額(等級)は、毎年1回行う定時決定のほか、資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定などにより見直し(決定・改定)されます。今回は、その中の「資格取得時決定」について説明します。

## 資格取得時決定

就職や転職などによって新たに組合員になったときには、その資格を取得した月の報酬の額(給料月額や諸手当などの報酬の総額)によって標準報酬を決定します。これを「資格取得時決定」といいます。

なお、月の途中で資格取得した人の場合には、扶養手当や住居手当などのように月の初日に資格取得をしていたなら支給されることとなる諸手当も含めて、報酬月額が算定されることになります。

さらに、転職などによって他の共済組合から転入してきた人などの場合も、この資格取得時決定によって標準報酬が決定されます。

※ 定年退職後、フルタイム再任用となった組合員も資格取得時決定の算定方法により決定されます。

種類	決定の時期		適用期間
資格取得時決定	資格取得時	1月～5月	その年の8月まで
		6月～12月	翌年の8月まで

# 公立学校共済組合 令和5年度の掛金率等について

(千分率)

掛金等の種類	区分	掛金率・保険料率(うち個人分)	
		令和5年3月まで	令和5年4月から 令和6年3月まで
短期掛金 (一般・短期)(★1)	標準報酬月額	48.01	48.01
	標準期末手当等		
短期掛金 (船員・船員短期)(★1)	標準報酬月額	45.84	46.05
	標準期末手当等		
短期掛金 (後期高齢・後期高齢短期)(★1、2)	標準報酬月額	4.05	4.07
	標準期末手当等		
介護掛金(★3)	標準報酬月額	8.82	8.00
	標準期末手当等		
厚生年金保険料 (うち個人分)(★4)	標準報酬月額	183.00 (91.50)	183.00 (91.50)
	標準期末手当等		
退職等年金掛金(★4)	標準報酬月額	7.5	7.5
	標準期末手当等		

★1 短期掛金率には福祉財源率(標準報酬月額、標準期末手当等:千分の1.41)が加算されています。(後期高齢組合員には加算されておりませんが、福祉事業が利用できます。)

★2 75歳以上の後期高齢者医療保険制度の加入者が対象です。

★3 介護掛金は40歳以上65歳未満のすべての組合員が徴収対象です。

★4 共済組合で適用となる厚生年金保険料(70歳未満の方)及び退職等年金掛金は一般・船員組合員のみ徴収対象となり、短期(船員短期)組合員は適用が除外されます。なお、短期(船員短期)組合員に係る厚生年金保険は、日本年金機構の適用となります。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755